

## 事業計画書

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

団塊の世代が全て75歳（後期高齢者）となる2025年を目前に控え、高齢化率の高い担当地域においても認知症の方の見守り支援や、買い物や通院における移動手段困難など高齢者の生活に係る問題は喫緊の課題として捉えています。ケアプラザはより地域に近い存在として、参加者同士が見守りにつながるサロンづくりや、ちょっとした困りごとをご近所の「お互いさま」の関係で助け合える仕組みづくり、高齢者自身がボランティアとして活躍できる介護予防講座の開催など、住民が参加しやすく主体性を持った運営ができる仕掛けづくりと継続的なサポートを行います。

また高齢者が個別に抱える問題も生活困窮や8050問題など複雑・複合化し、ケアプラザだけでは解決困難な事例も増えてきていることから、より一層医療、福祉をはじめとする各種関係機関との連携を密にネットワークの構築・強化に取り組み、協働して課題の共有、解決を図っていくことが必要と考えます。

一方では少子化も進む中、経済的な理由や他者とのコミュニケーションの難しさなどによって、学校や家庭の環境から孤立してしまう子どもが増えており、そのような子どもたちが安心して過ごせる居場所が少ない社会状況となっています。ケアプラザとしては日常からの住民とのやり取りや、地区別福祉保健計画と共に取り組む関係性を活かして協力人材を確保し、地域で子どもを見守る居場所づくりを進めています。学習支援や自由に過ごしながら世代間交流が行える環境をケアプラザの場の提供と地域の力を軸に、子どもが安心し信頼できる身近なつながりの場を創出していくます。

障害者支援においては、社会参加や交流を目的とした余暇事業を行うとともに、支える家族のケアにつながる取り組みを行います。保護者同士で情報交換できる交流の場や、専門機関と連携し気軽に相談できるような場をつくっていきます。また学校との協力で子どもたちが障害を感じ、自ら考えていけるような福祉教育の展開を進めるとともに、地域に対して障害への正しい理解が促進されるような啓発事業を企画していきます。

ケアプラザには各部門に専門性をもった職種の職員が配置されており、その連携により制度や分野を超えた幅広い支援が行えます。高齢者、子ども、障害者に限らず地域の誰もが孤立せず、生きがいを持って暮らせる共生社会の実現を目指し、内部の連携と関係機関、地域とのつながりを活かした事業展開を推進します。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

ケアプラザ担当圏域（本郷第三地区）には昭和30～40年代頃より傾斜地に宅地開発された戸建てが多く、高齢化が進んでいる一方、幹線道路沿いや駅徒歩圏のエリアにはマンション開発に伴う子育て世代が多く居住しています。ケアプラザ近くには市民が交流する場となっている本郷ふじやま公園があり、また地区の中央を流れるいたち川の支流は、夏は螢の鑑賞地ともなっており豊かな自然環境が地域住民から親しまれています。

各町内会では季節行事などが多く催され、顔の見える関係づくりを意識した取り組みが活発で、また防災への意識が高い地域が多く、要援護者支援体制づくりや安否確認訓練も積極的に行われています。地域の各種活動団体においては地区別福祉保健計画の推進を行う上で横のつながりもできており、連携したイベント開催や研修会なども行われていますが、自治会・町内会の役員を含め、次世代の地域の担い手不足は顕著に表れている状況です。

ケアプラザ担当圏域の高齢化率は栄区の平均にほぼ近く推移していますが、地域包括支援センターの担当圏域には45%を超える自治会もあり、生活道路に坂道が多く移動が困難であることや、消費者被害や権利擁護に係ること、認知症、孤立など、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加による地域の抱える問題は深刻化しています。

ケアプラザは地区別福祉保健計画の取り組みの中で、地域住民や関係者はもとより、区役所、区社協とも地域の課題や実情を把握・共有し、課題解決のプロセスに連携していくことが望まれる社会資源（関係機関や団体、組織など）へのアプローチを行っていきます。

また地域の会議や行事、日常のやりとりの中で積み重ね培ってきた地域の各関係団体や活動者との関係性を活かし、地域課題をテーマとした自主事業について、運営側としての参加や共催事業の開催を呼びかけて取り組んでいきます。

協働作業の場を意図的に作り、住民自らが課題解決のプロセスから参画することで、常に我が事・我が町の事という意識を持つことができ、自主性が育まれ地域力の向上につながると考えています。

## (3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- ・区社会福祉協議会や区役所とは地区別計画（地域福祉保健計画）の策定、推進において、それぞれ地区の担当者と連携し、事務局として進捗状況を共有します。
- ・地域の関係団体においては、定例会などへ参加し情報発信・収集を行いながら関係性を深めるとともに、ケアプラザの機能を生かした役割を担いながら地域力向上へとつなげます。主には民生委員児童委員協議会から定期的にあるケアプラザへの研修依頼への対応や、連合町内会の定例会における情報の発信や共有、また単位町内会や有志で行われている生活支援ボランティアの運営会議でのアドバイザー的役割などを担います。

- ・子どもや障碍分野、医療機関などの専門機関の連絡会や研修会において連携を深める他、共催事業の開催や講演依頼など、日常的に相談、連携できる関係性を構築します。
- ・ケアプラザ単館で行うより、連携して取り組むことがより地域にとって有益である事業や、単館では開催が困難な事業について、区内ケアプラザと連携して取り組みます。(障碍児余暇支援事業、若年性認知症の集い、よこはまシニアボランティアポイント登録研修会など)  
各事業の区内連絡会において情報共有するなど、日頃から相談しやすい環境づくりを行います。  
また地区別計画では包括担当圏域で重なる地区もあるため、事務局として連携、協働して計画の推進にあたります。

#### (4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

市民利用施設との合築はなし

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

#### <基本理念>

社会福祉法人ル・プリは、平成29年度に3つの社会福祉法人（くるみ会・試行会・杜の会）が合併してスタートした法人です。合併し規模を大きくしたことではなく、支えなければならぬ人への支援やそれを取り巻く、重層的に折り重なる社会福祉の課題に対して、横浜市の各地域での実践を通じて、より高い水準で充実させたいと念願しています。そのために、支援を必要とする人との関係性を豊かにしながら、ともにあるという実践を求めていきます。また、三法人の諸成果と諸課題をふまえたうえで、新しいフェーズでの実践に向かうために、襞(ひだ)のような折り重なりを作り、互いに互いを包み込みながら、自らの組織を作っていきます。

#### <基本方針>

社会福祉法の改正によって、国は、社会福祉法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財政規律の強化、地域での公益的取り組み実施の責務等を期待しています。われわれ社会福祉法人ル・プリはこれを正面から受けとめるとともに、わが国において姿を現している、社会の高齢化、家族関係のたえまない変容、新たな貧困と格差の出現…といった事象を背景に生じている福祉ニーズの高まりにも、理念・組織・支援の技法・具体的な支援の動き、そのすべてにわたって、たえず自己省察を加えながら応えていきます。

社会福祉法人の活動は、利用者支援を考えていくときに従来の枠組みに収まらない取組みを考えねばならないことが、多くなっています。また、これまでの経験に依った手法では達成が難しい取組みに対し、新たなアプローチを検討していかなければならないことも多くなっていくことが考えられます。この時、法人には常に積極的に踏み出していくことを第一としていく姿勢が求められていくに違いありません。こうした法人の姿勢を具体的に体現していくのは、各事業

所の取組みであり、その実践を担う各事業所責任者にあっては、現状分析力、先見力、判断力を自律的に養い、高めていくことが求めています。

さらに、会計監査人制度を導入し、法人の公正かつ適法な経営スタンスの確立と共に、各事業所それぞれにおける適正な業務執行が強く求められることになります。積極的な事業展開と共にコンプライアンスを常に意識した取組みを重要としていきます。

#### <業務実績>

社会福祉法人ル・プリは、平成29年4月、社会福祉法人くるみ会(昭和41年10月設立)と社会福祉法人試行会(平成8年設立)・社会福祉法人杜の会(平成8年設立)が合併してできた法人です。

三つの法人は、障害児者支援を中心に高齢者事業・児童関係の事業を横浜市の広範囲にわたり積極的に事業展開してきました。特に杜の会事業部は、栄区・港南区・泉区をエリアとして事業を展開しそれぞれの事業の特徴をいかし連携して取り組んでいるのが特徴です。

事業内容は

#### 【高齢者関係事業所】

地域ケアプラザ(4館)・訪問介護事業(1事業所)・小規模多機能型居宅介護(1事業所)通所介護事業(3事業所)居宅介護支援事業(4事業所)、

#### 【障害者関係事業】

障害児者入所施設(4施設)・障害者地域活動ホーム(2施設)・障害福祉サービス事業所(37事業所)  
特定相談支援事業(3事業所)・その他各種事業

#### 【児童関係事業】

児童養護施設(2施設)・子ども家庭支援センター(1施設)・保育所(3施設)・寄り添い型学習等支援事業(1事業所)など

その他公益的な事業を含め、地域を含めた様々な福祉ニードに向き合い社会福祉法人として取り組んできました。

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

社会福祉法人ル・プリは、高齢・障がい・児童と幅広い福祉事業を展開し年間約60億円の収入と900名を超える職員を雇用しています。多様な事業を展開することで法人の安定した収入及び人材の確保が可能となります。

経理委託の会計事務所の他に、平成30年度から外部会計監査人制度を導入し会計監査法人奥津公認会計士共同事務所から定期的に経理及び支援内容等について細やかな点検作業を行っています。平成30年度の決算時には無限定適正意見の評価を頂き、法人の運営・経営に関し高い評価を頂いています。

### 3 権員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

福祉（サービス）の質＝「職員の質」という基本的な人事管理制度の考え方の基、職員の確保・配置及び育成は、ケアプラザを運営する上で重要課題として位置づけています。

ケアプラザは他部門が連携することで、地域により効果的な支援が行えるものと考え、所長は各部門の実情を把握し連携調整を図れる経験者、かつ担当地域での活動経験を有する職員を配置します。また地域ケアプラザ管理運営の配置基準に準じ、各部門に適正な配置を行うとともに、人材についても地域が安心できるよう、経験があり顔の見える関係が構築されている職員を配置するよう配慮します。

- ・社会的には福祉人材不足となっていますが、法人合併によるスケールメリットを活かし、他事業所での経験を積んだ有資格者の確保、職員の配置を行っていきます。
- ・職員の採用に関しては、災害時には福祉避難場所の役割も担うことから、速やかに参集し運営ができるよう、できるだけ近隣の方を優先的に採用するようにします。

#### (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- ・職員間で日常行われるOJTを中心に、各部門の年間研修計画に基づき、各職員の階層に応じた外部研修に積極的に参加し専門性の向上に努めます。研修参加後は報告書を作成し回覧するとともに、会議にて他職員への伝達研修を行い共有します。
- ・職員一人ひとりが事業計画をもとに目標を立て実践することにより、業務が活性化し働きがいのある職場づくりにつながると考えます。また毎年全職員には意向調査を実施し、個々の能力・適正を鑑み、スキルアップや達成感を得られるような配置転換を行っていきます。

### 4 施設の管理運営

#### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

市民利用施設として安全性の確保と、良好な機能の保持を目的として建物・設備の適切な維持管理に努めます。空調・電気設備から機械警備・エレベーター・自動ドア等、定期的に保守点検を実施する委託契約をそれぞれ専門業者と締結し、点検時には業者から設備状態について状況を聞き取り、常に予防保全を心掛けます。また月に1度の全館定期清掃と日常清掃、施設の周りの植栽の剪定作業や消毒も専門業者に委託し、常に清潔な環境を提供できる体制を整えていきます。

尚、設備面において老朽化が進んでいるため、各機器の耐用年数の調査を行い対象時期に応じて積極的に修繕を実施します。大規模な案件の場合、都度、区との協議を行います。

#### (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

あらゆる事故を想定した対処マニュアルを整備しています。緊急時には緊急連絡網に従い、常に管理職

との連絡が取れる体制が整っています。ヒヤリハット事例が起きた場合は、記録に残し全職員で共有することによって大きな事故に結び付けないように努めるとともに、定期的にマニュアルの見直しも実施します。

急病者発生時には看護師が緊急対応を行い、必要に応じて消防や病院など関係機関に連絡します。施設にはAEDが設置されており、操作方法について内部研修を定期的に行います。

防犯体制としては事務所内に警備会社への緊急通報ボタンを設置、また玄関には防犯カメラを設置し不審者侵入の対策を行います。閉館後の夜間は警備会社による機械警備にて対応します。

### (3) 災害に対する取組みについて

#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

定期的に行われる区内の福祉避難所連絡会に参加し、他事業所との交流や連絡会で行わる研修を通じて常に新しい情報の収集に努めます。また整備してある福祉避難所マニュアルの読み合せの内部研修を行い、職員間で共有し発災時には誰もが対応できるよう取り組みます。

これまで地域防災拠点の運営委員と協力しての拠点からの搬送訓練や、受け入れをシミュレーションした聞き取り訓練、事務所での本部設置訓練など、定期的に避難所立ち上げに必要な訓練を実施しています。備蓄物資については年に1度棚卸を実施し、保管状態の確認や賞味期限の確認を行います。

職員の参集については横浜市内で震度5強以上が観測された場合、主任以上が参集され避難所開設の体制を整えます。他の職員について、発災直後は待機となります。本人・家族の安全が確保できたところで参集し避難所運営に加わります。

#### イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

合築の障碍者施設 SELP・杜と定期的に合同の防災委員会を開催し、災害時の連携の確認を行います。防災訓練は、3回実施しており、うち1回は大規模地震を想定した訓練を行います。発災時の初期行動の確認、避難誘導訓練などを行い、職員、利用者だけではなく、貸館を利用している地域の方にも参加していただけるよう協力を呼びかけます。

法人事業本部では災害対策本部及び緊急時の連絡網が整備されており、指示系統が明確になっている他、業務でも使用しているグループウェアの機能を活用し、職員の安否確認がメールで取れる仕組みとなっています。

また外部アドバイザーが入り、大災害に備えてのマニュアルが作成されています。職員各々が初期行動マニュアルを常時携帯し、突然の災害に備えます。

職場内の携帯電話は、「災害時対策用」の契約をしており、発災時にもつながりやすく、連絡が取れるようにしてあります。内部だけではなく対外的にも情報収集や連絡が取れるように、携帯用の無線機も用意しています。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

アセスメントにより、把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、事業者については利用者本位で選択できるよう、同一サービスでも複数ヶ所を紹介するよう努めています。

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成しています。

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

毎年実施する「利用者アンケート」「振り返り」に加え、部門ごとに事業や行事等の終了時にはアンケートを行い、参加者の意向を把握できるよう取り組みます。また来館者との普段からのコミュニケーションを大事にし、何気ない会話の中から潜在的なニーズを拾えるよう努めます。頂いたご意見・ご要望は、職員間で共有出来るよう報告書として記録に残し、環境の改善やサービス体制の見直しに繋げます。

相談・苦情に関しては、法人の苦情解決規定、また事業所の「苦情対応マニュアル」に従い対処します。各部門に「相談・苦情窓口」を設け、受け付けた職員が相手の話を良く伺い、所長に報告し、部門により対処できる内容か、職員（所長・副所長・部門管理者・担当職員）で構成する苦情対策委員会あるいは、法人の苦情対策委員会であるか、行政機関への申し立てが必要であるか等を迅速に判断し対応します。また申し立て・対応内容は詳細に記録し、内容に応じて関係機関に報告します。いただいた苦情は、真摯に受け止め今後の対応に生かします。

アンケート・苦情は、当事者に配慮した上で、原則公開することとします。

#### (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

##### 【個人情報保護】

横浜市個人情報の保護に関する条例を遵守するとともに、法人の個人情報保護に対する基本方針に従い全職員に職員会議等で周知し、規則に基づく職員一人ひとりの個人情報保護に対する取組みを徹底します。

入職時には研修を行い、法人に提出する誓約書には「業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報、並びに法人の運営に関する情報を、契約中及び契約終了後第三者に漏らさない」とし、署名捺印し遵守することとしています。

##### 【情報公開】

福祉サービスを適切・円滑に利用できるように掲示板等を使用し、必要な情報を公開します。また法人全体の事業状況を事業計画・報告・収支決算の状況・広報誌等についてホームページを通じて公開しています。他、開示申出があった場合は、法人の指定管理者情報公開規定に基づき対応します。

### 【人権尊重】

定期的に職場内で行う人権・倫理研修をはじめ、外部研修への参加など、横浜市人権施策基本指針を理解し、職員一人ひとりが人権について意識できる風土を築けるよう努めています。

### (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

- ・職員全員が徹底した分別とごみを出さない努力をします。例えば使用済みコピー用紙は裏面も使用し、コピー機に合わない紙はメモ用紙として使用します。メモが済んだものはシュレッダーし古紙とし、極力「生ごみ」として出さないなど、リサイクルの基本を守るようにします。さらに生ごみ処理機を設置し、堆肥化した生ごみを併設施設の有機農業に利用することによってごみの減量化に取り組みます。
- ・物品の購入や施設の修繕等を要する際は、横浜市中小企業振興基本条例に基づき業者を選択し契約します。食材などについても地域経済の発展・活性化につながるよう、出来る限り近隣の店舗や業者を優先して発注します。
- ・男女共同参画計画推進の取り組みにおいては、出産、育児、介護を理由に離職することがないよう休業規定が整備され、取得・復帰しやすい体制が整っています。男女関係なく活躍できる働きやすい環境づくりを目指します。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

利用の少ない夜間帯(18～21時)の稼働率向上のため、毎月の抽選会の際に夜間帯利用促進のアナウンスや、広報紙「杜からの風」で定期的に貸部屋の情報を発信し利用を促します。また夜間帯に活動する自主グループを自主事業から創出します。（目標稼働率30%/夜間帯 多目的ホール）

受付カウンターには自由予約の日程と次回抽選日を掲示し、貸館利用者が確認しやすいよう努めます。また限られた部屋を有効に利用できるよう、活動前後の空き時間を団体当事者間で調整できるよう仲介します。

合築のSELP・杜が地域貢献の一環で、地域に会議室・食堂を貸し部屋として開放しているので、一体的に管理し、ケアプラザの貸し部屋での活動が難しい場合は、SELP・杜の会議室を案内するなど、地域の方が活動できる場の確保を法人としてもサポートします。

全職員が来館者との快い接遇、コミュニケーションを心がけ、気軽に相談や質問を受けられるように努めます。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

高齢者の情報は地域包括支援センターへの直接の相談や、区役所、ケアマネジャー、民生委員からの相談の中で得ることが多く、それらの機関と協働しながら支援に結び付けています。こどもについては、ケアプラザの貸館団体の子育て支援グループからの情報を地域活動交流部門が受け取り地域包括支援センターにつなぎ、さらに支援が必要な状況であれば区役所の子ども家庭支援の担当者につなぎます。障害者の情報は、必要に応じて運営法人の自立生活アシスタントと共有しながら、協働して支援にあたることもあります。いずれにしても、各機関とカンファレンスを実施し、情報の共有や役割分担しています。

#### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- ・指定管理事業に関しては、定期的に5職種と所長で連携会議を行い、開催事業についての検討と報告、それぞれの事業の関わりから収集した地域状況について情報の共有化を図ります。そこで地域課題の確認や支援の方向性などを話し合い、各部門が連携した地域支援が行えるよう取り組みます。また通所介護、居宅介護支援も含めて定期的に副主任以上が集まり、ケアプラザ本来の機能を効果的に活かした支援を行うための連携会議も開催します。
- ・関連施設との連携については、区民活動センターの地域デビューを目的とした事業への協力や、ケアプラザ事業の講師選定の相談を行っている他、地区センターとは同内容の事業を開催するにあたって、必要となる備品や講師についてなど運営についての情報交換を行います。

#### エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- ・地域福祉保健計画地区別計画の推進における幹事会や全体会、各分科会などの定例会において、所属する地域の各種団体との関係づくりを図っていくことを基本とします。
- ・連合町内会の定例会をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブやサロンなどの定例会や事業に参加し、情報交換を行いながら顔の見える関係づくりに努めます。
- ・高齢者・子ども・障害の各分野の支援団体連絡会に積極的に参加し、情報の共有を図るとともに協働事業を行うなど連携を深めます。

#### **才 区行政との協働について**

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- ・栄区の「セーフコミュニティ」の取り組みについて、館内へポスターの掲示、受付カウンターや玄関横にのぼり旗、広報誌にロゴを使用するなど区民への啓発、認知度向上に協力し、ともに安全・安心なまちづくりに努めます。
- ・栄区の健康寿命延伸の取り組みについて、ケアプラザで開催する介護予防、健康づくり、生きがいづくりを目的とした事業の際はチラシ等にロゴマークを活用し、地域住民に啓発を行います。
- ・「自炊力アップ事業」や「アウトリーチパートナー」など生活支援課との連携により、生活困窮者を対象とした事業に協力し取り組みます。
- ・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業において、区役所、地区民生委員児童委員と連携して取り組みます。
- ・各課で主催される支援機関連絡会等の会議において、積極的に参加しネットワークの構築を行います。
- ・区の地区担当ケースワーカーと日常から情報を共有し、定例カンファレンスを開催し困難事例などの支援方針の検討を行い、効果的な支援を実施します。

#### **力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について**

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- ・栄区地域福祉保健計画策定・推進会議や定例の地区別支援チーム会議に参加し、区役所・区社会福祉協議会の地区担当者と情報を共有しながら繋がりを深めるとともに、区の方針を理解し、地区別計画や実施事業を関連付けて取り組みます。
- ・地区別計画の取組主体である「本郷第三地区支えあいネットワーク」の事務局として、区役所・区社会福祉協議会と連携し、地域住民による計画の策定・推進がスムーズに進行されるよう支援します。また課題解決に必要な事業者へのアプローチなど、地域の持っている力を充分に引き出すことを心掛け、住民ともに取り組みます。
- ・自主事業の開催内容においては、常に地域福祉保健計画に関連付けて考え、地域課題の解決に結びつくよう住民や他機関などと協働して取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

年齢や障碍の有無にかかわらず、地域住民の誰もが気軽にケアプラザを利用していただけるような幅広い事業展開を行うことと、地域福祉保健計画に関連づく地域課題を意識した取り組みを他部門との連携、住民や関係機関との協働で実施します。

また地域住民が主体となって地域の活動が取り組めるよう、常に自主活動化を念頭に事業の企画を行います。自主活動化にあたっては活動団体が自立できるまでの後方支援と、自主化後も継続して活動が続けられるよう、定期的なサポートを行っていきます。

※各分野の主な取り組み

〈高齢者支援事業〉

地域で暮らす高齢者・障害者の生活を支えることを目的に、ケアプラザ事業で立ち上げたボランティアグループ「おたすけボラ・中野」の事務局として主導する役割を担っています。今後はメンバーの主体性を引き上げられるよう支援し、「地域で支えあう」形で、メンバーがそれぞれの住地域で中心的メンバーとなり、各町内会単位で「おたすけ」ができるグループを形成していくような取り組みも進めていきます。

〈子ども関連事業〉

子ども向けの講座や、地域の小学校との連携を密にした福祉教育体験も積極的に実施しています。地域での見守りや支えあいの活動を知る機会を共にすることで、地域福祉について興味の芽生えを応援し、次世代のボランティア育成にも努めています。カリキュラムの実施には、包括・生活支援・居宅・デイ（通所）・生活支援の各部門のほか、区社協・地域の活動者・地域の施設など多くの地域の力を巻き込んで今後も展開していきます。また、地域の子ども達が安心して集える安全な居場所づくりのための取り組みを、ケアプラザが中心となり、学校・地域と協力しながら継続的に進めています。

〈障害者支援事業〉

障害分野では、複合施設である利点を生かし、定期的に SELP・杜と協力して事業を立案・実施し、地域住民への障害に対する理解を深め、障害者が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを促進します。

また、障害児の余暇支援について、栄区内の5ヶケアプラザ・栄区社協・専門機関と共に催して障害児本人の社会参加や交流の場づくりを進めたり、家族同士が安心して意見交換できる集いの場づくりを行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

ケアプラザでの様々な福祉保健活動に関する行事の予定表を掲示することにより、個々のニーズに沿った施設利用、行事参加を促します。地域のサロンや障害者支援、子育て支援などを行っている団体への紹介、ケアプラザのサロン事業やデイサービスなども活動場所として積極的に広報紙や毎月の抽選会の際に伝達していきます。

また、年に1度、登録団体の活動発表の場として「なかのD E ライブ」を企画し、各団体の活

動内容を紹介・発表する機会をつくり、地域住民の誰でも参加出来る「大人の文化祭」形式で実施していきます。活動発表を通して、団体同士の交流や新しい参加者を増やすきっかけ作りを応援していきます。

#### ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

住民がボランティア活動に関心を持ち、参加意欲を高め、ボランティアへのきっかけとなるような広報啓発活動を行うとともに、希望者のニーズに対応できるよう活動場所となる団体や事業所とのネットワークづくりを行います。また活動者の自主性・自発性を尊重しながら、個々のスキルアップや特技を有効に生かす体験や研修の場をつくります。

- ・事業を企画する際は、すべての参加者が新たな福祉保健活動の担い手となる可能性をもっているという視点で、常に意識し取り組みます。地域に潜在化している人材、特に定年退職後の男性を対象とした趣味・生きがいづくりとなるような講座を多く企画し、そのままボランティアへ、または、まずは趣味を楽しむ活動グループとして仲間づくりをサポートし、参加者とケアプラザスタッフとのコミュニケーションを重ねる上で、その方の適性にあったボランティアに繋いでいきます。
- ・地域で暮らす高齢者・障碍者の生活支援ボランティア「おたすけボラ・中野」の事務局を担当することにより、地域課題の把握や解決に努めます。また、地域へのボランティアコーディネート機能を担い、既存のボランティアメンバー向けのスキルアップ研修なども企画・実施していきます。また、年々高齢化していく既存のボランティアメンバーの強化に向けた人材確保のための事業も計画的に行います。

#### エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ・地区別福祉保健計画の推進にあたる「支えあいネットワーク」において、年間50回以上の各分科会会議に事務局として出席し、情報の受発信を行っています。

また福祉保健活動団体の定例会や団体間の交流会・連絡会、また連合町内会の定例会だけではなく、必要に応じて単位自治会・町内会の定例会にも参加させていただき、情報の提供を行っています。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

区と包括の定例カンファレンスでは、5職種・区・区社協それぞれが把握している情報を基に単町ごとのアセスメントシートを作成しています。ここには平成29・30年度に本郷第三地区地域福祉保健計画の中で実施された町内会自治会訪問での情報が生かされており、新たな情報を把握した際に更新します。この定例カンファレンスでの情報を5職種連携会議において、その背景や原因について話し合い、生活支援センター養成講座への声掛けの根拠とします。また、サロンや体操教室、ちょこボラ団体定例会などへ訪問・出席をし、参加者や担い手の方から近況などをうかがいます。上郷東地区と上郷西地区については、それぞれの地域福祉保健計画の取組と連動していくよう、隣接するケアプラザの生活支援コーディネーターと協力・連携します。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

住民主体での実施が難しいと思われる移動に関する課題解決に向け、地域の企業や法人に協議体に出席していただき、地域課題や住民の思い、地区での取組を共有する機会とします。その上で、地域のニーズと企業の地域貢献に対する考え方をすり合わせながら、それぞれの強みを生かし連携したサービスの創出を目指します。また、すでに健康づくりの場としてスペースを提供している事業所とつながりを持ち続け、さらに、新たな事業所にも働きかけをいたします。これらは、地域福祉保健計画推進のための会議やケアプラザ多職種、他のケアプラザの生活支援コーディネーターと連携して行います。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

単位町内会自治会のキーパーソンの方たちと、町の強み・弱み、展望について共有する「生活支援センター養成講座」を協議体とします。この講座で、どのような活動があるといいのか、自分たちに出来そうなことは何なのかを具体的に話し合い、講座後は実現に向けた支援を行います。また、地域課題を“自分ごと”としてとらえられるよう、高齢者等関連分科会やボランティア分科会での高齢者の生活課題解決に向けた取組も協議体と位置付け、地域福祉保健計画と生活支援体制整備事業の目指すところの合致を地域住民に理解していただきます。上郷東地区と上郷西地区においても同様に、それぞれの地域福祉保健計画の一環で行うサロン交流会や全体会、外出支援に関するプロジェクトを協議体とし、隣接するケアプラザの生活支援コーディネーターと情報や目指す地域像を共有しながら地域支援を行います。

## エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

生活支援センター養成講座を、「ちょこボラ」「集いの場」「見守り」などのなんらかの活動創出を目的として単位町内会自治会を対象に開催します。創出の際には助成金や先行事例に関する情報提供などを行います。創出後は、住民主体の取組となることを心がけながら、区域での連絡会や交流会、スキルアップ講座などを多職種と連携して開催し、団体間のネットワークの構築を目指します。また、特に地域活動をほとんどしたことのない退職前後の男性を対象に、地域デビューを後押しするための連続講座を開催します。この講座は主に団塊世代とその前後の男性が興味を持つ内容にします。「ボランティアは介護予防になる」という5職種で共有するキーワードを基に、将来的にはボランティア活動へのマッチングを目指しますが、まずは“自身が楽しむこと”“仲間を作ること”を目的とします。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者の相談については困りごとを聞き取った上で、必要な資源やサービスに速やかに繋げるよう居宅介護支援事業所やインフォーマルサービスの一覧表を作り、ケアマネジャーと地域の活動者と連携が取れる体制を作っています。また高齢の親と障害を持つ子の世帯などの相談については、区役所の高齢担当、障害担当、必要に応じて生活支援課ともカンファレンスを開催し、役割分担を明確にして零れ落ちる支援がないように工夫をしています。また相談内容から、地域の課題として抽出すべく、地域ケア会議の題材として検討するようにしています。

##### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

令和元年度に担当エリア内のキャラバンメイト連絡会の立ち上げに協力し、キャラバンメイトと協働して認知症サポーター養成講座を開催しました。今後もキャラバンメイトと協働しながら、地域で暮らす認知症の方およびその家族への理解と支援を広げていきたいと考えています。

##### ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

担当地域は高齢化率が区内でも特に高い地区もあり、消費者被害が増加している特性があります。また高齢者が来所相談のため来所する事も困難な状況があります。そのため、権利擁護普及啓発事業（消費者被害防止、成年後見制度等）の普及・啓発のために地域のサロン等で出前講座を積極的に行います。また年度内3～4回ケアプラザで連続の権利擁護講座を開催します。

- ・成年後見制度について相談があった場合は関係機関と連携し申し立て支援を行います。
- ・消費者被害については消費生活センターと連携し相談の早期解決にあたります。
- ・高齢者虐待防止については関係機関が早期発見・対応が可能となる為に各支援機関への出前講座を行い連携体制の構築に努めます。権利侵害を発見時には関係機関を連携して早期解決に努めます。また介護者支援として「介護者の集い」を開催し介護負担の軽減等に努めます。

##### エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

###### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーと民生委員との懇談会や、インフォーマルグループとの意見交換会を実施

し、ケアマネジャーが介護保険だけでなく、担当利用者を支える社会資源を活用しながら支援に当たれるように環境整備を実施しています。また個別に受けるケアマネジャーへの支援はできるだけ速やかに、丁寧に対応しながら、相談を受けやすい体制を作っています。さらに区内の地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと協働しながら、年間2～3回の新任ケアマネジャー研修を複数年にわたり続けています。

#### ■在宅医療・介護連携推進事業

栄区在宅医療相談室と連携しながら、年間1回の研修会を企画実施しています。また在宅医療相談室が中心になって開催している多職種ワーキングチーム会議のメンバーとして参加し、区内の医療・介護連携のための課題抽出および解決に向けた取り組みを実施しています。

#### オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別ケースの相談では、認知症の独居高齢者の見守りや権利擁護、具体的な支援体制の整備に関することがあげられ、さらにそのような課題を持つ方が地域の中で暮らしているという現実が多くあり、それが地域の課題になってくることが多いと感じています。そのため住み慣れた地域で出来るだけ安心して暮らしていくためには、介護保険制度の活用だけでなく、暮らしを取り巻く地域住民同士の繋がりの強化が必要です。個別レベルの地域ケア会議の中から出てくる個別の課題を解決しつつ、包括レベルの地域ケア会議では、地域での繋がりづくりや、地域住民主体で地域づくりを考えられるような会議運営を心がけています。

#### カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

利用者の心身の状況等を勘案して、改善可能な状況を確認し、その上で適切な介護予防プランを作成するとともにサービス提供事業者等との連絡調整を行います。利用者数に適した専門職員の配置を行うとともに、定期的な研修を行い、個々の専門性を高められるよう取り組みます。

業務委託先の事業所については、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち選定します。原則、複数の選択肢を提示し、利用者選択のもと不當に偏ることがないよう公平中立に行います。

支援を行う上では、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体（イソフォーマル）との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整を行います。

**キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について**

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

担当エリア内の町内会やシニアクラブ、サロンなどをはじめとする地域の集いの場に積極的に参加し、顔の見える関係をつくります。普及啓発強化事業については、住み慣れた地域で自分らしく元気に生活できるようにするための情報提供や、介護予防の必要性を多くの人が参加できるような企画や地区に出向いて開催していきます。そして、広報誌等による案内はもとより、一人ひとりへの声かけにより積極的に普及啓発していきます。

地域活動支援については、地域住民のニーズを個別訪問やアンケートなどから把握し、地域と共有したうえで、様々な行事・講座の企画や運営の後方支援を行い地域力の強化に努めます。

**ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について**

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

平成29年度にケアマネ勉強会の中で、ケアマネジャーと各地域ケアプラザの生活支援コーディネーターとの「あつたらいいな、こんなサービス」と題して意見交換会を実施しました。平成30年度に地域で活動するボランティアグループの方々とケアマネジャーの相互理解を深めるための懇談会を経て、包括レベルの地域ケア会議の中で、介護保険サービスとインフォーマルサービスを組み合わせながら、住み慣れた地域で暮らすということを具体的に考えてみる機会をつくりました。令和元年になり、民生委員とケアマネジャーの協働について話し合う懇談会を実施しましたが、ケアマネジャー、地域のボランティア、民生委員が、それぞれの役割や立場を十分に理解している状況だとは、まだ感じられません。ネットワークづくりの基礎となるのは、やはり顔の見える関係づくりであり、それは簡単には構築できないことを実感しつつ、それでも取り組みを続ける中で少しづつ理解が深まっているのではないかと感じています。今後もケアマネ勉強会や地域ケア会議などを組み合わせながら、多職種が自然とつながり協働しながら、地域包括ケアシステムを推進できるように工夫していきたいと思います。

**(5) 居宅介護支援事業**

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者が可能な限り住み慣れた地域に於いて安心して暮らし続ける事ができるよう、適切な保健医療、及び福祉サービス、インフォーマルサービスが総合的かつ効率的に提供されるように支援します。

また公共施設の事業所として地域に根ざした支援を実践し、地域の皆様から信頼され、必要とされる事業所を目指します。

**(1) 基本姿勢**

利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の意思を尊重し可能な限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援を行います。

(2)連携・協働

中重度者や支援困難ケースに対して、ケアプラザとしての特性を活かし包括支援センター（指定介護予防支援事業者）との連携した効果的な支援を行うとともに、行政・保健医療・福祉サービス・各関係機関とのチームケアを推進し、利用者を支えるネットワークを構築できるよう努めます。

(3)職員の資質・専門性の向上

ケアマネジメントに必要な知識及び技術を取得し、一人ひとりが支援者としてより専門性を高められるようスキルの向上を図ります。

(4)特定事業所加算の算定

医療が必要な状況になっても在宅で安心して生活が続けられるよう、医療・看護・介護等の関係機関と連携を図ります。また、休日や夜間帯も安心して生活できるよう24時間の連絡体制を確保し相談支援に取り組みます。

(6)通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

「寝たきり」「閉じこもり」を作らないを合言葉に、人と人とのふれあいを通じて、地域の高齢者を元気にします。本人の残された能力を最大限に生かし、受身ではなく主体性や自発性を個別に引き出すとともに、常に畏敬の念を持ち生理的根拠に基づいた継続性・連続性のある介護を実践します。

【入浴】

家庭に近い個別浴槽を設置し、個々の身体能力や希望に応じた入浴サービスを提供しています。同性介助を原則とし尊厳に配慮しています。

【食事】

管理栄養士によってバランスの考えられた献立とともに、安全な食材と季節感ある自前給食を提供しています。定期的にイベント食を実施し、食べることを楽しみや生きがいと感じていただくことで身体機能や生活意欲の向上に繋げます。また職員も同じメニューでテーブルにつき、ともに会食することで関係性を深める場としています。

【機能訓練】

生活日常動作に必ず求められる「座位」を基本とした機能訓練を実施します。具体的には正しい座り方、運動力学にかなった立ち上がり方を実践します。また外部のリハビリ専門職（理学療法士）に定期的にアドバイスをもらい、個々の身体状況に合わせた機能訓練計画を作成・評価します。訓練内容としては、立ち座りの生活動作や体操、マシンを使ったトレーニング、歩行訓練や階段昇降等の機能訓練を実施します。

【レクリエーション】

「生活とリハビリ研究所」の考えを基に、風船バレーやポートボールなど、遊びの中にリハビリを取り入れた遊びリテーションプログラムを行います。遊びの中で自然に手足を動かし笑うことで機能訓練や免疫力の向上に繋げたり、脳トレによる認知症進行予防などに取り組みます。また近隣小学校との交流や、複合施設であるS E L P・杜の協力のもとパン教室等を年間行事として計画し、障碍や世代を越えた交流の場を創ります。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

毎年度、指定管理料の額に基づき、各部門の収支予算計画を立て適切な管理を行います。

各部門で実施される事業においては企画書にて予算を立て、終了後には報告書を作成し、その収支の確認をします。

施設の維持管理については合築の SELP・杜と一体的に行い、経費も按分となるため効率的な運営が行えます。水光熱費においても介護保険事業との按分率の関係で、通所介護事業の利用者数が増えれば指定管理料からの負担が減るようになっています。利用者の増加は通所介護事業にとっても增收に繋がり双方にとってプラス要因となることから、通所介護事業の運営も経営面において大変重要と考えています。

施設本体や設備の老朽化により修繕費や備品更新に要する費用も増加していくことが見込まれますが、利用者が利便性良く、安全に施設を利用できるよう計画的な修繕と備品の更新を行っていきます。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

自主事業の開催にあたっては、参加者から徴収する参加費負担を抑えるべく、実費負担分の根拠となる材料費、講師料等について充分に検討し、参加費収入のトータルが全支出を上回らないよう綿密に計算し実施します。

また備品や消耗品などを購入する場合、複数の販売ルートで比較検討を行い、安全性を踏まえたうえでより安価なものを選んでいます。

## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

### (1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

#### ○ 貸し部屋利用実績

（多目的ホール、地域ケアルーム、ボランティアコーナー、調理室）

【28年度 延べ利用件数 2,691 件、年間利用人数 22,898 人】

【29年度 延べ利用件数 2,270 件、年間利用人数 24,935 人】

【30年度 延べ利用件数 2,302 件、年間利用人数 23,000 人】

#### ○ ボランティア発掘・養成講座

・生活支援ボランティア講座 （4回連続） 【平成28年度】

・〇〇力あげあげ講座 （3回連続） 【平成29年度】

・地域力 UP 講座 （4回連続講座） 【平成30年度】

・生活支援サポートー養成講座 （3回連続講座） 【平成30年度】

- 主な定例実施事業
  - ・ ふれあいの会（高齢者サロン） 【毎月 2 回実施】
  - ・ のこのこ中野（障がい児余暇支援事業）【年間 1 回】
  - ・ 高齢者権利擁護講座 【年 4~5 回実施】
  - ・ なかのカフェ（介護者のつどい） 【年 4 回】
  - ・ 自然の楽校（子ども関係） 【年 2 回】
  - ・ 貸館団体連絡会 【年 2 回】
  - ・ 福祉教育（本郷小学校・櫻井小学校）
  - ・ DIY こども工作教室 【年 1 回】
  - ・ ボランティアの集い・なかの DE ライブ 【年 1 回】
- 介護予防普及強化事業 （連続講座 4~5 回） 【年 1~2 回】
- ケアプラザ 6 館共催事業
  - ・ 笑風の会（若年性認知症の方と家族の会） 【年 3 回】
  - ・ よこはまシニアボランティアポイント登録研修会 【年 1 回】
- 中野地域ケアプラザ 20 周年記念祭 【平成 30 年 12 月】

※ 他、単発事業、関係機関との共催事業、出前講座等を実施

記載の他に、地域の声、ニーズに合わせて単発の講座等を数多く開催しています。特に担い手発掘に係る事業については、実施事業に継続性を持たせるよう意識して取り組んでいます。参加者を複数の事業に繋げ、段階的に地域の担い手として活躍できるよう工夫をしています。

貸館事業に関しては利用団体の増加により、活動者の希望する部屋の確保が大変困難な状況になっています。そこで合築施設である SELP・杜の協力を経て会議室、食堂を地域に開放し、一体的に管理することで、より地域活動が活発化するよう取り組んでいます。

## (2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成 30 年度に地域包括支援センター 1 名欠員（365 日） / 94.4%
--

**指定管理料提案書及び収支予算書**  
**(横浜市中野地域ケアプラザ)**

**1 指定管理料提案書**

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド <u>対象人件費</u> (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,700,000
賃金水準スライド <u>対象外人件費</u> (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	300,000
事業費(税込)	教養娯楽費、保険料	300,000
事務費(税込)	消耗品費・旅費交通費・研修費・通信運搬費 印刷製本代	1,500,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	5,832,500
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※2		△3,587,500
合 計		17,519,000

※1 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2 : 指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

## (2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド <u>対象人件費</u> (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	
賃金水準スライド <u>対象外人件費</u> (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	
事業費（税込）	教養娯楽費、保険料	
事務費（税込）	消耗品費・旅費交通費・研修費・通信運搬費 印刷製本代	
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド <u>対象人件費</u> (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	26,400,000
賃金水準スライド <u>対象外人件費</u> (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	600,000
事業費（税込）	教養娯楽費、保険料	200,000
事務費（税込）	消耗品費・旅費交通費・研修費・通信運搬費 印刷製本代	500,000
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	1,269,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000

利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
	合 計	29,725,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.375 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	予防講座等（講師謝礼）・会場諸経費	154,000
	合 計	154,000

## 2 収支予算書

(単位：円)

項目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,519,000	17,519,000	17,519,000	17,519,000	
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	
		地域包括支援 センター運営 (c)	29,725,000	29,725,000	29,725,000	29,725,000	
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	
		合計(a)～(d)	53,200,000	53,200,000	53,200,000	53,200,000	
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	
		居宅介護支援 事業	30,000,000	31,000,000	31,000,000	32,000,000	
		通所系サービス 事業	100,000,000	101,000,000	102,000,000	103,000,000	
その他収入		0	0	0	0	0	
収入合計(A)		189,200,000	191,200,000	192,200,000	194,200,000	196,200,000	
内 訳	人件費	140,000,000	142,000,000	144,000,000	146,000,000	148,000,000	
	事業費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
	事務費	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	
	管理費	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
	消費税等	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
	その他	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
支出合計(B)		188,000,000	190,000,000	192,000,000	194,000,000	196,000,000	
収支(A-B)		1,200,000	1,200,000	200,000	200,000	200,000	

## 団体の概要

(令和 2年 2月 7日現在)

(ふりが な) 団体名	(しゃかいふくしほうじんる・ぷり ) 社会福祉法人ル・プリ
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりが な) 名称	( )
所在地	〒241-0812 横浜市旭区金が谷 550  ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式8同意書による）に使用します)
設立年月日	昭和 41 年 10 月 8 日
沿革	昭和 41 年 10 月 法人設立 昭和 42 年 4 月 知的障害児入所施設くるみ学園開設 昭和 56 年 4 月 知的障害者入所更生施設やすらぎの園開設 昭和 59 年 11 月 知的障害者グループホームくるみホーム開設 平成 3 年 5 月 第 2 くるみホーム開設 平成 5 年 5 月 知的障害者通所更生施設ひかりの園開設 平成 14 年 4 月 障がい福祉サービス「くるみの木」開設 平成 20 年 10 月 「第 3 くるみホーム」「第 4 くるみホーム」開設 平成 21 年 8 月 児童養護施設「ポート金が谷」開設 平成 21 年 11 月 「第 5 くるみホーム」「第 6 くるみホーム」開設 平成 22 年 4 月 障がい福祉サービス「くるみの森」開設 平成 23 年 3 月 グループホーム「みなと」「みさき」開設 平成 24 年 3 月 「第 7 くるみホーム」「第 8 くるみホーム」開設 平成 25 年 3 月 グループホーム「ひかりホーム」「第 2 ひかりホーム」開設 平成 26 年 4 月 グループホーム「第 9 くるみホーム」「第 10 くるみホーム」開設 平成 29 年 4 月 法人合併にともなる名称変更 社会福祉法人ル・プリ 平成 30 年 3 月 グループホーム「第 11 くるみホーム」「第 12 くるみホーム」開設 平成 31 年 1 月 障がい福祉サービス「野のゆり 6 次舎」開設 令和元年 12 月 自立援助ホーム「サウエスト金が谷」開設

事業内容等	<p>障碍者関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・生活介護</li> <li>・就労継続 B 型事業</li> <li>・短期入所事業</li> <li>・共同生活援助事業</li> <li>・移動介護事業</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・自立生活アシスタント派遣事業</li> <li>・ガイドヘルパー養成研修事業</li> </ul> <p>高齢者関係事業（中野地域ケアプラザ・日下地域ケアプラザ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業：地域包括支援センター、地域活動交流事業</li> <li>・介護保険事業：通所介護、予防通所介護、居宅介護支援 n 小規模多機能、訪問介護</li> </ul> <p>児童関係事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・児童養護施設・児童家庭支援事業</li> </ul>			
財務状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	1,945,875,953	6,943,499,488	6,623,253,495
	総支出	1,930,660,141	7,009,099,489	6,559,928,028
	当期収支差額	15,215,812	△65,600,001	63,325,467
	次期繰越収支差額	316,255,820	909,348,353	972,673,820
連絡担当者	<p>【所 属】横浜市中野地域ケアプラザ</p> <p>【氏 名】[REDACTED]</p> <p>【電 話】045-896-0711</p> <p>【F A X】045-896-0713</p> <p>【E-mail】[REDACTED]</p>			
特記事項				